

事 務 連 絡  
平成 27 年 11 月 2 日

各商工会 様

熊 本 県 商 工 会 連 合 会  
経 営 支 援 課

「むらからまちから館」平成 27 年度下期 6 ヶ月コーナーへの出展事業者  
の募集について

このことについて、下期（平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月）6 ヶ月コーナーへの出展  
事業者を募集いたします。

つきましては、出展希望の事業者は、下記に留意のうえ **11 月 10 日（火）** までに別紙申  
込書を経営支援課宛ご提出下さい。

なお、新規事業者の出展を促進するため、長期にわたる出展事業者については、調整を  
させていただくことを申し添えます。出展のご希望に添えない場合には、その都度ご連絡  
申し上げます。なお、出店いただく事業者には **11 月下旬**より納品期間・賞味期限を勘案し、  
順次事業社あて商品発注いたします。ご協力並びにご了承賜りますようお願い申し上げま  
す。

記

- 1 出展継続及び終了の事業者についても、様式 1 の「申込書」をすべてご記入のうえ提  
出ください。
  - 2 商品管理・売上管理をバーコード（共通 JAN コード）でおこないますので、様式 1 に  
各事業者が商品に使っているバーコードを必ずご記入ください。バーコードのついて  
ない商品は、無記入でかまいません。
  - 3 消費税の改定に伴い、納品、仕入、売上、支払を全て「税抜価格」にて、管理させて  
いただきますので、申込書の販売価格には必ず「税抜価格」でご記入下さい。
- ※ 「1 カ月コーナー」、「催事」等の出展については、これまでと同様、随時、募集してい  
ます。

◆…【出展について】

新規事業者の出展促進を図るため、徹底致しますので、傘下事業者への連絡をお願い致します。

【6ヵ月コーナー（長期）】

1. 出展事業者は、1県連3事業者以内とします。
2. 過去に長期間出展していた事業者には出展を見合わせていただきます。
3. 6ヵ月コーナーへの出展は、1年を限度とします。

【1ヵ月コーナー（トライアル）】

1. 過去に長期間出展していた事業者には出展を見合わせていただきます。
2. 1ヵ月コーナーへの出展は、6ヵ月を限度とします。
3. 6ヵ月コーナーに出展したことのある事業者には出展を見合わせていただきます。

【添付資料】

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| (1) H27下期都道府県コーナー等出展留意事項 | (別紙—1) |
| (2) H27下期出展にあたっての注意事項    | (別紙—2) |
| (3) H27下期特産品取扱要領         | (別添—1) |
| (4) H27下期販売催事コーナー出展手引き   | (別添—2) |
| (5) H27下期酒類米穀類取扱要領       | (別添—3) |
| (6) 6ヶ月出展申込書             | (様式—1) |
| (7) 1ヶ月出展申込書             | (様式—2) |
| (8) 催事申込書                | (様式—3) |
| (9) お酒・米穀類推薦リスト          | (様式—4) |

【担当：経営支援課 青木】